

午前 9時00分 開会

【福本委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

議 長 挨拶

1 付議事件について（資料1、2、3）

【福本委員長】 市側に説明を求める。

【総務部長】 今般、議案の本会議提出を撤回した経緯について御説明申し上げる。撤回させていただいた議案第53号、大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、令和7年8月の人事院勧告の内容や、政令市を除く県内各市、全国の施行時特例市23市の動向、調査結果などを勘案し、報酬月額や給料月額については据え置き、期末手当の支給率を正規職員等に合わせ、0.05月分引き上げる内容の改正を考えていた。そして従来から議員と常勤特別職については、同時期同内容で改正を行ってきたため、今回もこれまでと同様、議員の期末手当と合わせ、議会での審議をお願いしたいという考えから、議案を提出させていただく予定であった。しかしながら、これまでの議員の皆様の御意見等を踏まえて慎重に検討した結果、本議案については撤回をさせていただきたいと考えた。これに伴い、資料2にあるように、議案書、道路議案書、補正予算書に記載された議案第54号から第74号までの議案番号が、それぞれ1号ずつ繰り上がる。11月18日の本委員会で配付した議案書、道路議案書及び補正予算書の紙冊子本文に記載された議案番号については、それぞれ読替えをお願いしたい。電子データについては、修正したものを事務局を通じてお送りしている。

【福本委員長】 お手元の資料3の市側からの撤回請求については、既に11月21日（金）に議長は許可をされており、その上で直ちに全議員に対する通知が行われたものである。ただいまの市側からの説明について、何かあるか。

【星野委員】 本議案は11月21日付で撤回したわけであるが、いつ決定されたのか。

【総務部長】 11月21日に撤回について調整をさせていただいた。

【星野委員】 これはどこで、誰が参加する中で決まったのか。

【総務部長】 決定のプロセスの中では、市長、副市長等が内容について決定した。

【星野委員】 市長、副市長の決断によって決まったという認識でよいか。

【総務部長】 そのとおりである。

【星野委員】 先ほど議員の意見を踏まえてとあったが、それ以外に何か理由はあるか。

【総務部長】 先ほど御説明申し上げたとおりである。

【石田委員】 議員の意見も踏まえてという理由であったが、議案が提出されてから、市側とオフィシャルに議論をする場は一切なかったと思うが、つまり議員との水面下のやり取りで、議案の撤回という判断を行ったということによいか。

【総務課長】 全ての会派の議員に、議案説明会で説明させていただいた中で、いただいた御意見を市長、副市長に伝えた上で、この決断に至った。

【石田委員】 行政が議案を提出するということは、練りに練って提出されているものと考えての間ずっと向き合ってきたが、今回出されたものは数日たったら撤回されたことに驚いている。それについての市の受け止めは。

【総務部長】 今回の議員及び常勤特別職の期末手当改定については、人事院勧告に基づく改定そのものについて、物価高騰や、国が進める賃金上昇等の流れの中における社会的な必要性の中からその優先度は高いと考えたこと、またこの影響額については、現行予算の中で対応できるものと考えたところが、確かに経過の中にある。その後、御意見等を踏まえた中で慎重に検討したというのが、これまでの経過である。

【石田委員】 その重要なプロセスが、議員からの意見を踏まえてという言葉でまとめられ、オフィシャルの場では説明責任を負っていない。どういった議員の意見が出てきて、撤回することになったのか、詳細に説明いただきたい。

【総務課長】 金額の影響ではないという意見と、この時期ではないのではないかという意見、議員や特別職、職員は、人事院勧告の影響とはいえそこは異なる考え方があってもよいのではないか等の御意見をいただいた。

【石田委員】 詳細にとお願いをしたが、全く詳細でなかった。議員と、職員の給与の考え方が違うということは、どういう考え方で違うとなったのか。

【総務課長】 職員は人事院勧告に基づいており、議員や特別職は政治家であるから、そこは考え方が違うのではないかと御意見をいただいた会派があった。

【石田委員】 今伺った内容は、議案を考える段階で、当然検討されるべきことだと思うが、検討していなかったのか。

【総務課長】 当然検討していたが、先ほど総務部長から説明申し上げたとおり、最初は提出するという考えでいた。

【石田委員】 一度出したからには、議会の議決権があるのだから議会の判断を仰ぐのが原則だと思う。それを今回、議会の判断を仰ぐ前に、意見を聞いたレベルで取り下げることが問題だ。議会の領域に行政が踏み込んできたと私は考えている。

【中村委員】 事実上、議案は提出されてない。今の説明だと提出される前の議案説明会で様々な議員の意見があり、それを聞いた上で撤回したということだが、議案説明会はあくまでも説明会であって、そこで議案について、よいとか悪いとか、そういった議論をしない。その説明だと、あたかも事前審査が行われたかのような話である。議員の意見を聞くと、この議案は通りそうもないから取り下げたと理解せざるを得ない。それは本来の議会の審査ルールと全然違い、私は大きな問題だと思っている。その点についてはどういう認識か。

【総務課長】 事前審査に当たらないように説明にとどめ、提案をする経緯等の説明をさせていただいた。ただ、いただいた御見解、また御質問の中で、議員はこのような意見をお持ちなのではないかと私どものほうで考えた次第である。事前審査には当たらないと考えている。基本的には、説明会の中で議論はしないというところを原則にさせていただいている。

【中村委員】 本当はこれだけ重要な話であるのだから、私は市長が来て説明しないということが一番問題だと思う。本委員会で承認された議案を本会議の直前になって取り消すなど聞いたことがない。それだけ重要なことをするのに市長がここに来ないで、担当の部長と課長にだけ説明させるこの対応は議会軽視だと思う。今からでも市長にここに来てもらい、市長に説明してほしいぐらいである。そのくらい重要な案件だと私は思っている。

【堀口委員】 今回の議案撤回について、市長が自ら説明するべきであったと思う。熟考して議案の提出をしていると思うが、市長の今の財政に対する危機感が希薄なのではないかと思う。直前で撤回ということになったが、提案する前に考えるべきであるし、市民に税金などで負担を強いている。そ

ういった中で今年度中のお金でやりくりができるという考えは甘いのではないか。

【吉田委員】 議会の場で審議されなければいけないことを、一部の議員の意見で、そのように変わってしまうことは問題だと思う。

【木村委員】 正副議長にも相談をしたのか。

【総務部長】 承認という形を取る必要があるので、11月21日（金）に直接説明した。

【木村委員】 正副議長にもしかるべき説明があったわけだが、市側に、そのときに正副議長の立場で、この件についてはこのような扱いにしてほしいと意見を出してもらえればよかったのではないか。議員の立場として、配慮が一部欠けたのではないかと感じた。

【赤嶺委員】 本件は撤回前に対外的に情報発信されているのか。

【総務課長】 11月18日の本委員会でお諮りした後に、記者会見で発表している。

【赤嶺委員】 撤回の理由等についても今後発表されるのか。

【総務課長】 本委員会が終了次第発表しようと考えている。

【星野委員】 議案を撤回するにあたり、意見を参考にされた議員がいると思う。その議員は誰か。

【総務課長】 会派説明会は会派ごとに行っている。この場での回答は控えさせていただきたい。

【星野委員】 では、参考にした会派はどこか。

【総務課長】 会派ごとにとすることは他の会派に聞かれたくない部分もあろうかと思うので、その部分も控えさせていただきたい。

【星野委員】 では、質問を変える。私自身や、大和維新×i R A I S Eの会派の意見を参考にしたか。

【総務課長】 この場での回答は控えさせていただきたい。

【星野委員】 こういった内容のことを決めるにあたり、議員自らがそういったことを言ったことを公表しないのは、市民に対する重篤な隠蔽であり、この議会の議員の隠蔽であると私は考える。

【石田委員】 市長が直接説明することなしに、これだけ重大なことが起こっていて申し訳ないということになっているのに、市長が出てこないということは、しょせんその程度だと対外的に見られる。行政は重篤な問題と考えているのであれば、例えばこの後の本会議場で、市長自ら説明をするなり、本会議をこの後に控えていても本件は重要であるから、市長に来てもらい直接説明してもらおう場を設けてもよいと思う。

【福本委員長】 ただいま石田委員から、次の本会議において市長から説明をいただいてもよいのではないかと意見があったが皆さんどうか。

【中村委員】 本議案は取り下げられており議案に載っていないが、市長が議場で話をすることは可能なのか。

午前 9時23分 休憩

午前 9時24分 再開

【事務局次長】 今御指摘があったように、議案になっていないので、議長から次の本会議で行われるのは撤回の報告のみということになる。

【石田委員】 それであれば、本委員会に呼ぶことを我々議員としてしないと、話の筋が通らないのではないか。

【福本委員長】 石田委員から本委員会に市長を招き、本件について説明を求めてはどうかと提案が

あったが皆さんどうか。

【河端副委員長】 本件については報告案件となっていると思うが、市長を呼び説明を求めることは可能なのか。

【議事係長】 今回の案件は、本日11月25日の提出前の段階で、21日に、18日の本委員会で付議事件として説明されていたが撤回請求書が提出され、会議規則上は議長の許可が必要となっているため、既に21日に議長が許可をしたが、既に付議事件として説明されていたので、本日、市側から説明されているという経緯がある。

【中村委員】 議長が決めたことを覆すということは当然できないが、ここで説明をしてもらうことはできるのではないか。もしそれができないなら、総務部長と総務課長が来てここで説明することもできない。2人は市長の代わりに来てここで説明しているわけだから、市長が来て説明することは当然できる。

【議事係長】 応じるかどうかは分からないが、市長の出席を求めるということ自体は駄目ではない。

【福本委員長】 委員の皆さんの意見はどうか。

【中村委員】 本件は非常に重要なことであるから、この後本会議が控えていようとも、市長に来てもらい説明を求めるべきだということが皆さんの御意見であれば、それがよいと思う。

【堀口委員】 私も市長に出席を求めたほうがよいと思う。

【星野委員】 議案提出の権限は市長にある。そして議会も応じている以上、私は呼ぶ必要はないと思う。

【吉田委員】 私もここに来て説明していただくほうがよいと思う。

【木村委員】 今日は市長でなく総務部長、総務課長が出席しているが、皆さんに報告したい内容は変わらないと思うので、市長の出席は必要ないと私は考える。

【堀合委員】 呼ぶかどうかはともかくとして、呼んで何を聞くのかというところが重要かと思う。今、総務部長、総務課長から説明を受けているが、それが不十分だということであれば、呼ぶべきとおっしゃっている委員は何がどう不十分なのか、この場で内容を指摘した上で呼ぶと主張するべきだと思う。

【中村委員】 本件は政治的な判断が働いたと私は思っており、行政職員である総務部長、総務課長には答弁の限界があると思う。政治家としての市長の判断を2人が代弁することはできないし、今回11月18日に本件が本委員会に上程されて11月21日に撤回されている。わずか3日である。この3日の間に市長が、議案として出さないほうがよいという判断をしたはずである。本件は市長の判断であると思うから、市長がどのようなことを考えて、議会でこれを審議もしないでなかったことにしたほうがよいと判断した経緯については、総務部長、総務課長には答弁できないと思うし、その答弁を総務部長、総務課長に求めること自体が酷なことだと思う。やはりこの議会の場で、少なくとも本委員会の場では市長にお聞きした上で、会議録に残す必要があると思う。

【堀合委員】 今、市側から説明されたことは市長からの説明ではないのか。

【総務部長】 これまで申し上げた説明は、市長からの説明とお受け止めいただきたい。

【福本委員長】 本件に関しては、議長が許可をしており、そのことに対する皆さんへの報告である。その上で、総務部長、総務課長からは詳細に説明いただいていると思っている。それを前提とした上で、それでもなお、市長に本委員会でさらなる説明を求めたほうがよいのかを考えて御判断いただきたい。

【石田委員】 全く詳細な説明ではないと思う。これが限界なのだから、市長に来てもらって、何で

そういう判断をしたのかをしっかりと詰めなければいけないし、今回議会の議決権に踏み込むようなことをしたということ、最高責任者である市長から、今後このようなことのないようにするということをはっきりここでおっしゃっていただかなければならない。

【木村委員】 正副議長に市側からしかるべき説明をされて、それについて了解するというときに、撤回する理由については当然お互いやり取りしたはずである。決して撤回の理由が示されていないということではない。どういう理由で撤回したかについては、それ以上のものはないと思うので本件はもうこれでよいと思う。

【石田委員】 今、木村委員が正副議長に事前に説明したと言っているが、会議録に残っているか。市民の皆さんはその内容が分からない。こういう重大なことを公の場で市長が出てきて説明するべきではないかという議論をしているのに、何で会議録も残らない正副議長に説明したということをもってよいとなるのか。しっかり市長本人が出てきて説明することの必要性を私は否定できないと思う。

【赤嶺委員】 来るか来ないかは市長の判断もあるだろうが、市長の説明を求めたいという委員が多いわけであるから、打診してみてもどうか。

【中村委員】 手続的には議長の許可だが、議案の提出権は市長にあるわけだから、市長が提出しようと思っていた議案を取り下げるという要望があったときに、議長はそれを、現実問題駄目とは言えない。だからこそ本委員会を開いてここで説明をして、委員の皆さんの下で、今回どのような経緯で議案が撤回されることになったのかということ、時間をかけて話しているのだから、議長に説明して議長が許可したからそれでよいという、今の木村委員の意見は、私は違うと思う。

【井上委員】 正副議長も、先ほどから本委員会の委員の皆さんが言っていることとほとんど同じことを言った。ただ、中村委員がおっしゃったように、手続上、議案提出権は市長にあり、こちらは議案の撤回について許可せざるを得ない。正副議長の意見としては、皆さんの意見と同じことをしっかりと伝えてある。

午前 9時37分 休憩

午前 9時38分 再開

【山田議長】 先ほど虹の会の石田委員から議決権に踏み込むようなという表現があったが、そうであれば議長として許可することはできないので、市議会議長会に事前に確認をしている。事務局に説明を求める。

【議事係長】 今回の議会運営については市議会議長会にも既に確認をしている。市議会議長会も前提として、11月25日が議案提出日であるが、この議案提出日前は参考資料の扱いであるということで、この議案を撤回することについては会議規則上、議長の許可となっていると確認をしている。

【星野委員】 地方自治法上で、議案の提出については市長に権限があるわけであり、今ここで議論になっているのは市議会にその説明責任を果たしていないのではないかとこのところだと思う。しかし、我々は政治家なのだから、その政治姿勢も含めて今後追及していけばよいわけであり、一般質問という機会もあるわけだから、今後市長が出てくる議案を判断していけばよいだけと思う。

午前 9時41分 休憩

午前 9時46分 再開

【福本委員長】 本件は市長に本委員会に来ていただきたいという市側への申入れであるので、事務局に市側への申入れの対応について説明を求める。

【事務局次長】 本件に限らずということで捉えていただきたいが、議会側から行政側に何かを申し入れる場合、議会側が全会一致で一つの考え方にまとまっていれば、それを行政側に申し入れ、申し入れられた側はそれについてどうするかを判断することになる。ただ、議会側が全会一致していない場合、つまり、申入れ側の意見が割れている場合、その割れた状態で申入れをしても、申し入れられた側は一体どう対応すればよいのか判断ができないことになることから、これまで議会から行政側への申入れは、議会側で全会一致であった場合にのみ申入れをして、相手の判断をいただいていたという経緯がある。

【福本委員長】 ただいま御説明いただいたとおり、全会一致であれば市側に改めて申入れをしたいと思う。本委員会の場に、市長に来ていただき、改めて説明いただくことに反対の方の挙手を求める。

挙手をする委員あり

【福本委員長】 反対の委員がおり、全会一致とはならないため、この申入れはしないこととする。

【石田委員】 会議録上だと委員ごとの賛否が分からないため発言するが、虹の会は、市長に直接この場に来ていただき説明を求めることに、賛成の立場であったことを表明する。

【福本委員長】 これで市側職員は退室する。

(総務部長、総務課長 退室)

【福本委員長】 この後の本会議での取扱いについて、事務局に説明を求める。

【議事係長】 この後、本会議を開会していただき、冒頭で、議長が11月18日の本委員会で提示された付議事件のうち、「大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の撤回について許可した旨を報告される。本委員会委員長からも、日程2、会期の決定において、審査の経過と結果について報告される際、本会議初日即決で了承していた2件のうち、1件の撤回について、本日の本委員会で説明を受けた旨を報告される。

【福本委員長】 それでは、所属会派の議員への周知をお願いします。

ほかになければ、以上で閉会する。

午前 9時50分 閉会